

被災地障害者センターのイメージ

<主な大災害時の障害者支援の取り組み>

- ・ 1995年1月17日の阪神・淡路大震災後の2月2日、神戸市長田区に「被災地障害者センター」が発足、被災障害者の支援(安否確認、相談、個別ニーズへの対応、生活支援、ボランティアコーディネートなど)の活動を行う。
→現在は、「特定非営利活動法人 拓人こうべ」や「社会福祉法人 えんぴつの家たくと」に事業を継承。
- ・ 2007年7月16日の中越沖地震後、柏崎市の災害ボランティアセンターや通常のボランティアセンターでは障害者の個別ニーズへの対応は拒否され、障害者・家族は孤立化。レスキューストックヤードからの発信により、8月に横浜市障害者支援センターのコーディネートで作業所・活動ホームから1ヶ月支援へ。
- ・ 2011年3月11日の東日本大震災後の3月19日、福島県に「被災地障がい者支援センターふくしま」が発足、被災障がい者の支援(安否確認、相談、個別ニーズへの対応、生活支援、ボランティアコーディネートなど)や事業所に対する支援、避難所や仮設住宅の巡回、南相馬市の在宅者への実態調査などの活動を行う。(みやぎ支援センターやいわて支援センターも同様な活動を行う。)
- ・ 2016年4月14、16日の熊本地震後の4月20日に設立。活動内容は別紙を参照。

<必要とされるであろう被災地障害者センターのイメージ>

- ・ 被災後にどれだけ早く安否確認を行えるかによって、救命と孤立化防止の効果が変わる。
いずれにしろ、どこかが・いつかは被災地障害者センター的なものを立ち上げなければならない。

日頃から、自立支援協議会のネットワークを活かしてどのように行えるのか、のイメージづくりをしておく、いざという時に、とりあえず対応が可能な複数の法人や事業所が核となって迅速に立ち上げることが可能となる。

人口規模や事業所の多さからすると区域にセンターを作る→「被災地障害者センター横浜ほどがや」

- ・ 想定される取り組みの内容 (一人も見逃さない、孤立させないために)

① 安否確認、生活状況とニーズの把握

障害者の被災状況、避難状況の全体的把握を行う。在宅、避難所、通所、GH、入所などの範囲まで可能か、区役所や居宅事業所との連携のなかで役割分担を考える。

② 事業所の被害状況とニーズの把握

③ 救援物資、ボランティア受け入れのコーディネート

- ・ 上記の①～③の活動については全国からの支援を期待して、ボランティアの受け皿づくり(宿泊場所など)、ニーズの集約、各種相談の受け付け、コーディネートや関係機関との調整などが地元のセンターの役割。

— 被災地支援センターくまもと開設のお知らせ —

このたびの熊本地震により被災を受けた障害者の救援を目的に、熊本県身体障害者福祉団体連合会をはじめとする県下の障害者団体・福祉団体により『被災地障害者センターくまもと・JDF熊本支援センター』を開設しました。

当センターくまもとは、阪神淡路大震災における障害者支援の中で生まれた『NPO法人ゆめ風基金』などの支援を受けて立ち上げるとともに、様々な全国レベルの障害者団体で構成される『日本障害フォーラム（JDF）』の現地本部として様々な救援活動を展開する所存です。

具体的には、地元団体をベースに、全国から派遣される障害者支援に携わっている専門的支援者により、安否確認、被災によるニーズの確認、相談受け付け、必要な個別の支援など、支援範囲や種類を限定せず、必要なことには最大限対応しようと思っています。

つきましては、当センターを周知していただくとともに、被災障害者に関する情報があればご提供いただければ幸いです。

被災地障害者センターくまもと・JDF熊本支援センター
共同代表 松永 朗(熊本障害フォーラム代表)
共同代表 倉田哲也(くまもと障害者労働センター)

— 被災地支援センターくまもと設立の経緯 —

■前震 2016(平成28)年4月14日

本震 2016(平成28)年4月16日

■設立準備会 2016(平成28)年4月18日

熊本障害フォーラムの参加団体に呼びかけるとともに、地元の20名ほどの障害者個人・団体が集合。阪神淡路大震災における障害者支援の経験を元に立ち上げられた災害時の障害者支援のためのファンドである「ゆめ風基金」理事の八幡隆司氏の説明を受け、熊本地震により被災した障害者を支援するため、関連諸団体が結集する支援組織設立に向けた協議を行う。

■設立総会 2016(平成28)年4月20日

被災地障害者センター設立について出席団体から合意を得て、組織、活動内容などの方向性を定める。被災地障害者センターくまもと」設立を決定。代表に倉田哲也氏(くまもと障害者労働センター代表)、事務局長に東俊裕氏(熊本学園大学教授、弁護士)を選任した。

■全体会 2016(平成28)年4月22日

各団体の被災状況、活動状況の共有

■JDFとの懇談会 2016(平成28)年4月25日

日本障害フォーラムから幹事会議長の藤井さんらが来熊。

熊本県身体障害者福祉団体連合会をはじめとする地元障害者団体が立ち上げた当センターとJDFの全国的支援を一体的に行っていくことが確認。

これらの確認後、正式名称を「被災地障害者センターくまもと・JDF熊本支援センター」とし、共同代表に熊本障害フォーラムの代表で、熊本県ろう者福祉協会の松永朗氏に共同代表に加わってもらう。

以後、悲鳴を上げている通所施設への介護者派遣など、個別支援を開始しながら、事務所の借り上げ、移動用車両の確保、事務・通信機能の整備、当センターの周知やSOSの連絡先を記載したチラシの作成、義援金受け入れ口座の開設など、本格開始に向けて様々、準備に追われる。

■公式発表 2016(平成28)年5月1日

当センターの設立を行政にも正式に通知し、障害者のSOSの連絡先のチラシなどの配布を始め、以後、調査活動、SOSへの個別支援を本格的に開始。

【支援金振込先】

口座名：被災地障害者センターくまもと

銀行：九州労働金庫 熊本支店

口座番号：普通 〇〇〇〇〇〇

被災地障害者センターくまもと・JDF熊本支援センター

〒861-8037 熊本市東区长嶺西〇〇

電話 〇〇〇〇(受付時間=9:00~18:00)

* 緊急の場合は、事務局が不在でない限り受付。

FAX 〇〇〇〇(受付時間=24時間)

email: hisaitikumamoto@gmail.com

— 発災直後の障害者が置かれる状況の想定 — (初期の活動方針)

(被災地障害者センターくまもとの資料に若干の加筆)

1、障害者にとって避難所が避難所たり得ない現実

東日本大震災の経験から、障害者は避難所で避難生活を送ることがきわめて困難な状況に置かれ、避難所を出る人や避難所においても必要なサービスもなく孤立した状態に置かれることを想定。

2、災害時における障害者と社会資源との関わりとの関係での分類

1)入所、入院している障害者

- ・ この場合、入所施設や病院側の対応が可能。
- ・ 施設被害、スタッフ不足、物資不足は、施設間のネットワークによる相互支援が迅速に行われる可能性が強い。

2)通所、通院している障害者

- ・ この場合、通所施設や病院による安否確認や必要な個別支援への対応が一応可能。
- ・ 通所の施設が避難所としての機能を果たす場合もある。
- ・ しかし、1)と異なり、災害時に施設や病院にいなかった場合、その通所施設や病院の力量しだいでは、安否確認やその後の必要な個別支援に対応できないところも存在。

3)在宅で生活しているが、居宅介護などの在宅福祉サービスを利用している障害者

- ・ この場合、在宅の福祉サービスを提供する事業所により、日頃の居住地は確認できる。
- ・ しかし、利用者が避難所にいる場合など、連絡が取れない可能性も大きい。
- ・ 確認が取れば、安否確認や必要な個別支援への対応が一応可であるが、個別ニーズに対応できるだけの対応能力が被災によって打撃を受けている場合も多い。

4)在宅で生活しているが、障害福祉サービスを利用していない障害者

- ・ これらの障害者は、普段は福祉サービスを利用することなく日常生活、社会生活ができる人であるか、または、本来であれば福祉サービスを必要としているが、サービス受給にまでは至っていない人である。
- ・ しかし、ひとたび災害が起きると支援なくして生活できない状態に陥る人が多い。
この場合、支援する側の積極的なアプローチがなければ、安否確認や必要な個別支援など、何もなされないまま放置される可能性が強い。

5)障害者団体などの会員登録している障害者

- ・ 上記、1)から4)の分類とは別に、1)から4)の障害者の中で、障害者団体の会員である場合もある。
- ・ 会員登録している障害者については、障害者団体による安否確認や必要な個別支援への対応が一応可能である。
- ・ しかし、障害者団体の組織率は高くはなく、会員名簿が不十分であったり、組織として安否確認や必要な個別支援への対応ができないところも多い。

3、障害者に関する3種のデータと安否確認・状況把握

1)障害者手帳の台帳

- ・手帳を所持しない人もいるので、すべての障害者を網羅したものではないが、公的データとしては最も広くカバーしている。
- ・しかし、住居移転の際にデータが更新されているか、携帯電話なども記載されているのか、手帳更新のない身体障害などについては、古いデータのままである可能性も高い。

2)障害福祉サービスの受給者台帳

- ・障害者総合支援法などの福祉サービスの受給者に関するデータであり、データとしては、1)より範囲は狭いが、災害直近の障害の状況、受給しているサービスの内容、連絡先など、より詳しい情報が集約されている。

3)災害時要援護者名簿の中の障害者に関するデータ

- ・市町村によっては未だ策定されていない可能性もある。登録名簿の数も名簿作成時点での周知の仕方で大きく違うのではないかと想定される。横浜市においては、手上げ方式、同意方式、情報共有方式などの方法を採用している地域があるが、全ての障害者が把握されているわけではなく、そもそも自治会・町内会のない地域もある。

4)安否確認と状況把握

- ・災害時にほぼ確実に安否確認・状況把握がなされる障害者から、全く連絡の取れない障害者まで存在する。
- ・入所から在宅までの福祉サービスのつながっている障害者は障害者全体の中で、おおざっぱに言って3分の1、もしくは4分の1程度であると思われる。
- ・従って、福祉的支援の網の目から漏れる障害者の安否確認と状況把握には、障害者手帳台帳の開示とそれに基づく迅速で十分な調査のための調査体制の構築が必要不可欠である。
- ・しかし、行政だけでこれを行える能力はないため、行政と障害関連団体との連携した調査を行うほかに方法はないが、情報公開のあり方として、どういった開示がなされ、どういった団体によって、どれだけの体制でなされるのか、行政による事前の想定があったとは思えない中で、どう具体化するのか、大きな課題となるとと思われる(以後、動きが出ている)。

<センターの初動方針>

以上の想定を元に、当センターのきわめて初期の活動方針を次の通りとした。

1、障害者の被災状況の全体把握

安否確認・状況把握を念頭に、①避難所、②入所・通所施設を中心とした調査を行い、障害者の被災状況、避難状況の全体的把握を行う。

2、SOS等のチラシの配布

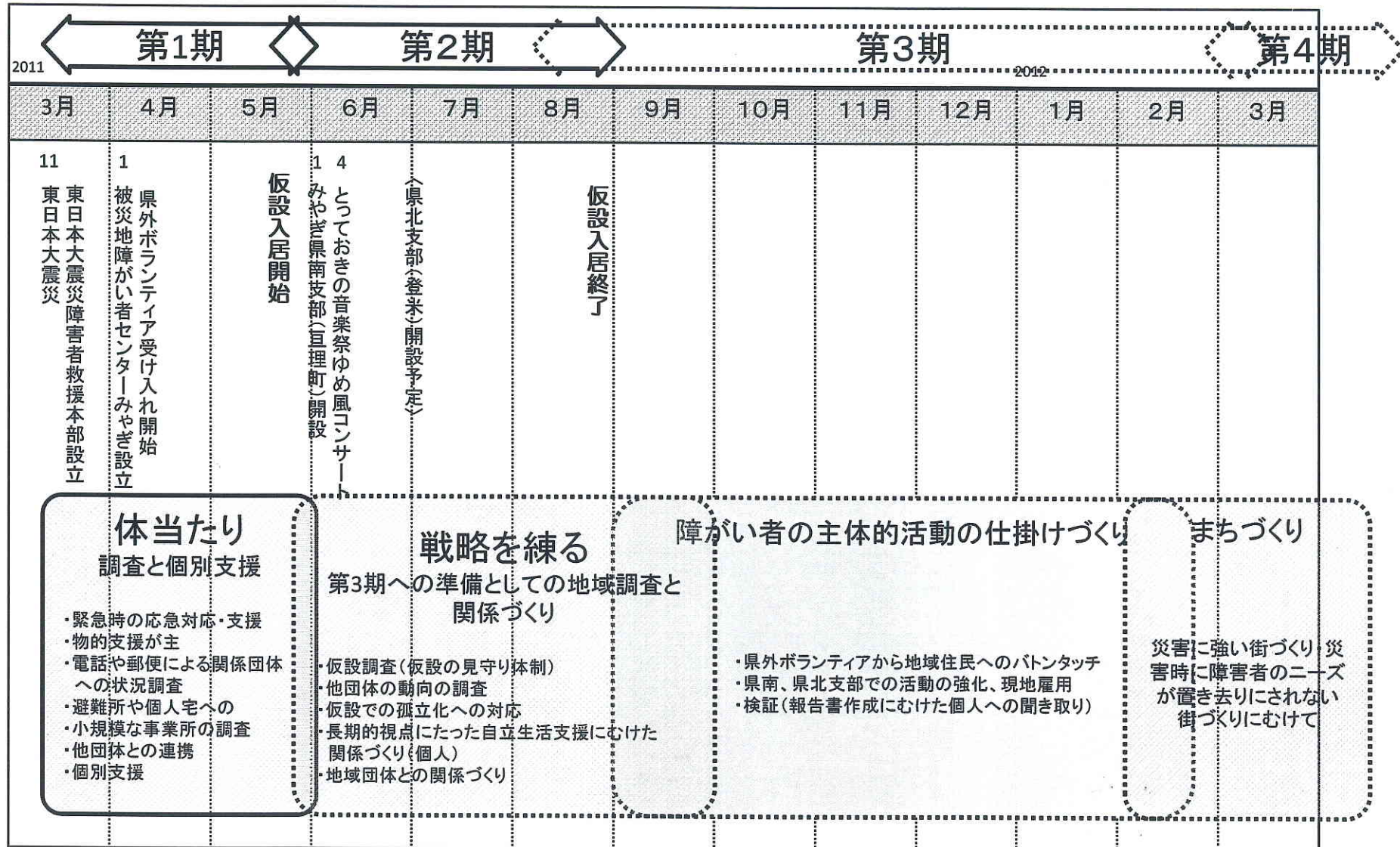
当センターの存在とSOSの連絡先を記載したチラシを①行政関係機関、②社会福祉協議会、③ボランティアセンター、④避難所、⑤障害関連の事業所、⑥災害支援の様々なNPOなどに大量に配布する。

3、個別支援

SOSチラシ、ホームページ、フェイスブック、NHKのテロップなどによって、当センターにお寄せいただいた個別相談に対して、電話または面談の上、制度的に用意されている障害福祉サービスの枠にはまらない非定型的な支援も含めて具体的個別的な支援に当たる。

「被災地障がい者センターみやぎ」の支援活動：これまでとこれから

6月5日作成





しょうがい かつ
障害のある方へ

ひさいちしょうがいしゃ
「被災地障害者センターくまもと」
げんちほんぶ
(JDF 現地本部)

とう ひさいしょうがいしゃ しんたい ちてき せいしん
当センターは被災障害者(身体、知的、精神など)の
さまざま こまごと てだす
様々な困り事についてどんなことでも手助けします。

SOS は
090- [REDACTED]
096- [REDACTED]

とう くまもと さまざま しょうがいしゃだんたい ふくし だんたい きょうりよく た
当センターは、熊本にある様々な障害者団体・福祉団体が協力して立ち
あげたものです。

ひさいち しえん つづ かぜ ききん
このセンターは、これまでの被災地支援を続けてきたゆめ風基金などの
きょうりよく う にほんしょうがい げんちほんぶ かつどう
協力を受け、日本障害フォーラム(JDF)の現地本部として活動しています。

くまもとし ひがしく ながひがにし
〒861-8037 熊本市 東区 長嶺西 2丁目 6-11
TEL 096-[REDACTED] (午前9時～午後6時)
FAX 096-[REDACTED] (24時間OK)
E-mail [REDACTED]
ホームページ [REDACTED]



そうだん れんらく ま
ご相談・ご連絡お待ちしております (裏面参照) りめんさんしょう

被災地障害者センターくまもとの活動内容

当センターでは、障害者からのSOSを受け、多くの場合、戸別訪問をして状況を
認し、その上で、福祉の経験者による支援を提供しています。

開所してから5月末まで100名以上の方からSOSを受け、ボランティアとして駆け
つけた福祉関係者によって下記のような支援を行っています。

- 命と生活に欠かせない物資の提供
- 夜間の食事介助、入浴介助
- 昼間の障害児の見守り支援
- 病院への移動支援や付き添い
- 時間をかけた傾聴などの精神的支援
- 簡易ベッドの設置
- 化学物質過敏症で水道水が飲めない方へのわき水の運搬
- 壊れたプレハブやブロック塀の撤去や産廃場までの運搬
- 家財道具の処分（産廃場までの運搬）
- 水回り、台所、風呂の配管割れの応急処置
- 室内片付け
- 洗濯支援
- 入浴支援
- 避難所から避難所への移動支援
- 新しい住宅への引っ越し支援
- 避難所から自宅への荷物の運搬
- 住居探しと斡旋
- 住居に関するお役立ち情報の提供
- 就労相談
- 生活費に関する相談
- 修理費用や生活費の相談
- 日常生活用具に関する情報提供と業者の手配
- 福祉サービス受給に関する相談

1ヶ月間で延べ300名を超える全国の福祉関係者が皆様のお話を聞きながら様々なご
要望にお応えしております。

当センターは民間の組織のため何でもできるわけではありません。専門の業者に依頼
して頂くこともあります。ですが、他の専門的なボランティア団体とも連携し、可能な
限り、皆様のニーズに対応できるよう努力しています。

被災地障害者センター横浜ほ도가や 運営規約

第 1 条 (目的)

当団体は、災害によって直接、間接に被害を受けた障害者または関係団体等の支援を行うことを目的とする。

第 2 条 (名称と団体の所在地)

この団体 (以下、センターといふ) 名称と団体の所在地を以下のとおりとする。

(名称被災地障害者センター横浜ほ도가や

但し、被災前の平常時においては便宜的に「準備会」として活動する場合がある。)

(所在地)

第 3 条 (事務局所在地)

このセンターの事務局を以下に置く。

ほ도가や地域活動ホームゆめ 〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 140-2

☎045-340-3360 FAX 045-334-0462

(被災状況による他の候補地)

偕恵いわまワークス 〒240-0004 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町 1-7-15

☎045-336-0928 FAX 045-336-0929

障害者地域活動ホームほ도가や希望の家 〒240-0003 神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町 1-21

☎045-333-6964 FAX 045-333-4088

第 4 条 (会員)

会員はセンターの目的に賛同し、参加の意思表示をした団体、個人で構成する。

- (1) 正会員 このセンターの目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 別に定める規程により入会した個人及び団体

第 5 条 (入会)

正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により代表に申込みものとし、代表は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 6 条 (会員の資格の喪失)

正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

第7条（退会）

正会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

第8条（除名）

正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) このセンターの名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第9条（抛出金品の不返還）

既納の抛出金品は、返還しない。なお、特別の事情があり代表が認めた場合は返還することができる。

第10条（役員）

このセンターに以下の役員を置く。役員は総会で選任し、代表、副代表は役員の互選により定める。

| | |
|-------|-----|
| 代表 | 1名 |
| 副代表 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 1名 |
| 事務局員 | 若干名 |
| 会計 | 2名 |
| 監事 | 1名 |

第11条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠のため、または増員によって新たに就任した役員の任期は、それぞれ前任者、または現任者の任期の残任期間とする。

第12条（職務）

代表はセンターを代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) センターの業務執行及び財産の状況を監査すること。

(2) 前二号の規定による監査の結果、センターの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (4) 業務執行又は財産の状況について、役員に意見を述べること。

第 13 条(総会)

重要事項については、会員による総会を開催し円滑な業務遂行に努めるものとする。総会は、通常総会および臨時総会とし、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

代表は、簡易な事項又は急を要する事項について、会員が書面、電磁的方法によって賛否を示すことにより、総会の議決とすることができる。

2 通常総会は、年1回、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 事業報告および収支決算に関する事項
- (4) 事業計画および収支予算に関する事項
- (5) 解散・合併
- (6) その他このセンターの運営にかかわる重要事項(職員人事、多額の借入れ、財産の管理・処分等)

3 臨時総会については、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 監事から招集があったとき
- (3) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

第 14 条(運営会議)

日々の事業全般に関する事項については、会員による運営会議を開催し企画調整等の審議をする。平常時は運営会議を保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会の防災部会において開催するが、災害時や緊急時においては代表または事務局からの招集により必要に応じて随時開催する。

第 15 条(財務)

センターの財源は寄付金や賛助会費、行政・財団・基金等からの助成金等とし、代表及び会計担当が現金、預金の管理、諸帳簿や収支決算書の作成を行う。助成金の申請、報告の事務は事務局内で分担して行う。

第 16 条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

- 1.センターの設立は2023年 12 月 19 日とし、最初の役員の任期はその日から2025年 9 月 30 日までとする。
- 2. この規約は 2023(令和5)年 12 月 19 日から施行する。

「被災地障害者センター横浜ほ도가や」の運営・活動上の課題について

2018年11月1日～2020年2月14日(6回の全記録に追記)

1. 被災地障害者センターが行う支援活動とニーズの想定

被災地障害者センターが行う支援活動を以下の4期に分けて具体的に考えるなかで、障害特性によるニーズと支援のあり方を項目ごと、場面ごと、時間経過ごとに想定しておけるようにし、最終的にはそれぞれの役割ごとの行動スケジュールなどのマニュアル化を目指したい。

第1期(主に物資の支援)

災害発生後から仮設住宅建設が始まるまでの、緊急的な支援活動を行う時期。
支援を必要とする障害者を探し出し、物資支援等を速やかに行う。
(物資の支援などでつながった障害者の状況をできるだけ把握する。)

第2期(主に生活のサポート)

仮設住宅建設が始まり、ほとんどの人が入居を終える時期。
物資支援の打ち切り、申請手続きの同行、移動支援など

第3期(当事者、地域、住民の主体的な活動の仕掛けづくり)

仮設住宅の入居が完了し、震災後1年目を迎えるまでの時期。
ボランティアの激減、地元団体への移行準備、方針作成

第4期(まちづくり)

震災後1年目を迎えてから2年目を迎えるまでの1年間で、復興住宅へ
避難者が移るまでの時期。
地元を主体とした支援への移行、新たな福祉サービスの展開準備

まずは、1期から2期にかけてセンターとして行うことを考え、必要なこと・もの、課題となる事柄、平常時から準備しておけることなどの洗い出しや検討をしたいと思います。

この時期の主な活動内容としては、大きく分けて①センターの開設、②安否確認と被災状況調査、③SOSチラシの配布とニーズ調査、④物資の受け入れと提供、⑤個別支援、⑥情報発信・集約などが考えられます。

主な役割分担は、①が事務局、②～⑤が実働班(ボランティアの窓口)、⑥が情報班というようなイメージが考えられます。

1. センターの開設

| 活動内容 | 詳細 | 平常時にできること | 課題 |
|-----------------|--|---|--|
| ①事務所の場所の確保 | <p>(第一候補)ゆめ。候補地はなるべく多くしたい →各法人・事業所でも受け入れ可能か確認する。<u>(ワークス、希望の家は可)</u> 過去の例では、事務局と実働班の拠点は別だった。 エリア拠点や中間拠点などの複数化も必要かも。</p> <p>区内が壊滅的な被害を受け、事務局の設置が困難な場合は区外に依頼できるか打診してみる。 全国とのつながりはセルフ協、きょうされん、横浜ラポールぐらいか。</p> | <p>口約束だけではなく、各法人・事業所と協定のように書面で交わしておく(借用物品、後日清算などを含めて)</p> | <p>災ボラと一緒に活動ができることが認められれば区社協でも可か？(区と要相談)</p> <p>ゆめ風基金等の支援が入るようになれば、賃貸物件の可能性もありか？</p> |
| ②事務局体制の確立 | <p>(交代制で常駐3名以上のイメージ)範囲の広さ、手帳保有者数・事業所数の多さ、責任の重さ等を考慮し、各役割は複数人にしたい。</p> <p>代表(正・副)は当事者団体から出していただくことが望ましい。</p> <p>事務局長(正・副)、会計(2名)、事務スタッフ(若干名)などの実務面は法人・事業所から出さう。</p> | <p>仮の事務局ができれば、実践的な開設訓練などを行え、より具体的な課題を洗い出せる。</p> | <p>事前の候補者が活動不可能になった場合、その組織から他の人を出してもらえるか？</p> <p>事務スタッフは基金等の支援が入ればアルバイトの雇用も可か？</p> |
| ③金融機関の口座開設 | <p>被災によるシステム停止の可能性や手数料などを考えると、一般の銀行や信金よりもゆうちょ銀行の方が候補としては有力。</p> | <p>事前に口座を開設しておけると、いざという時に寄付の受付や各種契約等が速やかに行える。</p> | <p>任意団体だと口座名義や規約の課題あり→2024年4月に人格なき社団名義のゆうちょ銀行口座を開設</p> |
| ④電源の確保 | <p>当初は間借りしている施設に借りる。 発電機、蓄電器などを購入していく？ 各事業所が保有している発電機は、ガソリン式かガスボンベ式。</p> | <p>蓄電器の購入が現実的か？</p> | <p>ガソリンは日頃の管理や被災時の調達が困難。(1施設92まで) ガスの発電可能時間はボンベ1本で1時間程度。(本数の上限なし)</p> |
| ⑤通信手段の確保 | <p>当初は間借りしている施設に借りる。 固定電話とFAX用回線を別に設置したい。 携帯電話(できれば複数台)→過去には、電話会社が無償貸与した例あり</p> <p>インターネット環境を整備し、情報の収集・発信に活用する。メール、LINE、ツイッター、Facebook</p> <p>音声読み上げソフトはパソコンで使用可(PDF形式が良い)。</p> | <p>LINE等のグループを作っておき、情報伝達訓練などを行う。</p> | <p>契約名義の問題</p> <p>同内容の問い合わせが多くなることが予想されるため、SNS等で情報発信が必要。</p> |
| ⑥事務機器の確保 | <p>当初は借りる、持ち寄る。 パソコン(複数台)、USB、クラウド、Wi-Fi、コピー機、印刷機、(輪転機)</p> | <p>事務機器借用に関する協定</p> | |
| ⑦ボランティアの宿泊場所の確保 | <p>(候補事業所) (日々の運営に差し支えない範囲で)夕方から翌朝9時ごろまで数名が寝泊まり可能なスペースを日中系事業所で提供可能か、各法人・事業所で確認する。<u>(ワークス、タキオン、ハンディ、希望の家は可)</u></p> <p>寝具、水・食料、簡易トイレ・紙オムツの調達(当初はボラが持参)、入浴、シャワー浴の場所</p> | <p>各法人・事業所と協定のように書面で交わしておく(借用物品、後日清算などを含めて)</p> | <p>1週間交代のボランティアに、初日のオリエンテーションと最終日の振り返りなどで説明や報告</p> |

| | | | |
|------------------------|---|--|------------------------------|
| ⑧自動車等の確保 | ワゴン車、トラック等の寄付や無償貸与 ガソリンの確保(当初はボラからの寄付) スマホと地図があればカーナビは不要? 幹線道路の通行許可書 自転車(電動アシストより電力不要のアシストギア付きの方が安い、ノーパンクタイヤ) | | ガソリンについてはガソリンスタンドとの協定が結べないか? |
| ⑨活動や季節によって必要なもの | ビブス、ホカロン | | |
| ⑩行政、社協、ボラセン、災ボラ、地域との連携 | 事務局の運営、ボランティアの募集、金品寄付の募集、 | | |
| ⑪全国の災害支援団体との連携 | 事務局の運営、ボランティアの募集、金品寄付の募集、 | | 避難生活の防犯対策等のノウハウ |

2. 安否確認と全体の被災状況調査

| 活動内容 | 詳細 | 平常時にできること | 課題 |
|------------------------------------|--|--|---|
| ①町内会や避難所(防災拠点、福祉避難所等)の聴き取り調査 | 町内会や避難所(防災拠点等)への聴き取り、状況調査 とくに、在宅で生活し、障害福祉サービス等を利用していない障害者 | 被災後にセンターが開設されることの事前周知 基礎調査票(個人用書式)の準備 | 障害者手帳や受給者証の台帳の開示が行政から行われないと、手探り、体当たりの活動にならざるを得ない。 |
| ②当事者団体の会員の安否確認 | 会員名簿に基づく安否確認と状況調査 <u>地域から寄せられる情報は区から災ボラへ伝えられる。</u> | 被災後にセンターが開設されることの事前周知 基礎調査票(個人用書式)の準備 <u>団体内の安否確認の予行演習</u> | <u>財産、命に関わる時には許可なく個人情報を取扱えることにはなっているが、会員名簿を出せるかは個々に了解が必要。</u> |
| ③通所施設、入所施設、グループホーム、ヘルパー事業所等の聴き取り調査 | 福祉サービスを利用している障害者の安否確認状況の聴き取りと事業所の状況調査 | 被災後にセンターが開設されることの事前周知 基礎調査票(事業所用書式)の準備 <u>事業所内で訓練や学習</u> | <u>単独通所中や屋外での配達などの活動時のリスクマネジメント(災害時のルートやフローチャートを検討)</u> |

3. SOSチラシの配布と個別の被災状況やニーズの聴き取り

| 活動内容 | 詳細 | 平常時にできること | 課題 |
|---------------------|--|---|--|
| ①SOSチラシの掲示、配布、ニーズ調査 | <p>行政機関、区社協、ボラセン、災ボラ、事業所・法人等にSOSチラシの掲示・配布等周知の協力要請</p> <p>町内会(190)や避難所(防災拠点等)、ケアプラザに聴き取りやSOSチラシの掲示、配布、ニーズ調査</p> <p>各所への安否確認と聴き取り調査を併行して継続</p> | 被災後にセンター開設とSOSチラシについての事前周知 連合自治会(20)にSOSチラシ配布の事前周知 | <p>不審者や泥棒と間違われられないような周知の工夫</p> <p>聴覚障害は6級からのため行政からの名簿では漏れてしまい情報が入らない。</p> <p>サービスや手帳のない人が多く、ケアプラザに情報が上がってくる。</p> |
| ②ニーズに基づく支援や物資の提供 | 限られたボランティア数で行えるように緊急性や優先度の高いことからコーディネート →個別支援、事業所支援へ | | |

4. 物資の受け入れと提供

| 活動内容 | 詳細 | 平常時にできること | 課題 |
|---------------------|--|---------------------------------|--|
| ①各方面からの物資の受け入れ | <p>物資の保管場所の確保 (エリア拠点などの複数に分散?)</p> <p>仕分け、管理 引き取り、運搬(車と駐車場の確保) 受け渡し、配達</p> | どのように受け取るか | <p>物資はまず市や市社協に送られてきた後、各区に割り振られる?</p> <p>行政からは防災拠点へ、社協からは団体や個人へ配分される。</p> <p>市社協の物資受け入れの仕組みは?</p> |
| ②必要な物資、寄付金等の寄付募集、発信 | 行政や社協等の公的機関、各団体のネットワーク、全国の災害支援グループなどへ呼びかけ | 不足が予想されるものは事前にYouTube等で撮影しておくか? | 物資の受け入れ・発信とも災ボラとの共有が可能か |

(2/14の記録を「平常時にできること」と「課題」の欄に記載しています。)

5. 個別支援

| 活動内容 | 詳細 | 平常時にできること | 課題 |
|---------------------|---|--|--|
| ①具体的、個別的な支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・インフォーマル、非定型的な内容の支援についても可能な範囲で行う。 ・限られた人数で行えることは自ずと限られてくるので、その時々で優先的に取り組むことの見極めが必要。他とも連携しながら、可能な限りニーズに応じていく。 ・被災の直接の影響によるものではなくても、被災によってあぶりだされるニーズもあることに留意し、支援する。 ・専門的なことは専門の業者や団体に依頼。 ・命と生活に欠かせない物資の提供、運搬 ・食事、入浴、家事の介助・支援 ・屋間の障害児の見守り支援 ・病院への移動支援、付き添い ・傾聴などの精神的支援 ・電化製品やインターネットなどの設定、復旧 ・特定の物(こだわりグッズなど)の買い物支援 ・室内外の片づけ、家具の移動 ・災害ごみ(ブロック塀や家財道具)などの撤去、清掃、産廃場への運搬 ・避難所間の移動支援 ・新しい住居への引越し支援、運搬 ・住居に関するお役立ち情報の提供 ・住居探しの支援 ・罹災証明等、役所の各種手続きの支援 ・生活費や修理費用に関する相談、支援 ・福祉サービスに関する相談、手続き支援 ・日常生活用具に関する情報提供、相談 ・就労に関する情報提供、相談 ・避難所へ相談員の派遣 ・事業所へ応援スタッフの派遣 | <p>区役所、区社協、ボラセン、災ボラ、地域(自治会・町内会、民生委員、地域団体)などとの連携が重要。</p> <p>事業所や団体の日頃のネットワークとどのように連動できるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者は××近辺に住んでいる人が多い。市営や県営の団地に障害のある人が多い。支援を集中する必要あり。××近辺に手話のできる人が多い。 ・ろう者が集まれる場所・・・かるがも、ケアプラ、防災拠点 ・通常は自力通所の人でも被災後は最初にガイドが必要かも。 ・障害者パワーを災害時にも生かしたい。仕事がある方が落ち着くメンバーも多い。 ・傾聴などの精神的支援では当事者によるピア的な活動も必要。 ・道路状況が良ければメンバーのポスティング作業でSOSチラシ等を配布することは可能。 ・ニーズをどのように振り分けていくか。 ・災害初期からだんだんとニーズも支援も変化するので、様々な相談に応えられるような人材の確保やネットワークづくりが必要。 |
| ②他のサービス事業所やボラ団体との連携 | <p>公的なサービスやボランティアに繋がられるところは移行</p> | | |

6. 情報発信・集約

| 活動内容 | 詳細 | 平常時にできること | 課題 |
|-----------|--|---|--|
| ①通信手段の確保 | ホームページ、メール、SNS(LINE、ツイッター、Facebook)の開設 掲示板の設置 | | |
| ②情報発信 | ホームページ、メール、SNS(LINE、ツイッター、Facebook)の開設 物資、車、ガソリンなどの寄付・無償貸与の募集 ボランティアの募集 SOSチャリン 被災地障害者向けの情報発信 センターの活動記録 | <p>・区内の事業所、団体間で情報共有のシミュレーション訓練、情報を得るために拠点などに行く訓練も必要。</p> <p>・スマホやタブレットを用意してアカウントを取っておけばいつでもオンラインでやりとりできるが、予算や管理が課題。</p> <p>・ホームページを作成し(あるいは区社協のホームページ内に)、通常は決まった情報のみを固定で載せておき、いざという時のために非表示にしておいたものを表示に切り替える、または日々のことはリンクを張ってフェイスブックなどで伝える。</p> | <p>・文字では情報が伝わりにくいことが多いので、口頭でも伝えられる障害者専用の窓口、コンシェルジュ役がセンターの役割か。</p> <p>・ろう者にも情報が届くよう手話のできる人をポスターなどで募集したい。 手話のできない人でもボードや掲示などで助けがほしい。</p> <p>・障害者向け情報の掲示板を作り、人が集まりやすい場所や各事業所に設置し広報する。</p> |
| ③情報の収集・集約 | 公的な情報に限らず、被災地障害者に必要な、役に立つ情報の収集 ボラの聴き取り活動やSOSチャリンにより挙げたニーズの集約→日々の活動内容を検討 | | <p>・皆にわかりやすい表示を心掛ける。</p> |